



## 「引継書」

現役経営者だからこそ必要な危機管理

代表 長沼 隆弘

温暖化の影響でしょう、豪雨に続いての猛暑。6月には大阪北部での地震もありました。天災の怖さを感じますが、同じような事態が生じた場合への対応として、電話が繋がらない際の連絡の取り方、帰宅方法などを考える「危機管理委員会」なるものを所内に立ち上げたくになります。金融機関の方は本部より帰宅困難になった場合を想定してホテルの部屋を何部屋か押さえる指示が来たりするそうです。

さて、先日、自分自身の保険を見直している際にふと思ひ実行し始めた事があります。それは「引継書」なるものを書き始めました。遺言書ではありません。遺言書は財産の配分を書きますが、引継書は、自分が突然いなくなった場面を想定し、突然残された人が困らぬように、あらゆることを記載します。

- ① 主要な取引先や仕入先・外注先などの担当者の名前や携帯電話番号、所属団体の連絡先など
- ② 会社の運営について誰に代表権を渡すかを含めた体制など
- ③ その様な場合に自分の退職金をいくら取るつもりでいるのか  
(書いておくと奥様や子供さんは、他の役員に対して退職金の話をし易いと思います)
- ④ 判断できない問題について誰に相談すればよいか
- ⑤ 保険については〇〇生命の〇〇さんに電話すること (携帯番号も記載しておきます)
- ⑥ 預金は〇〇銀行と〇〇銀行にあります。証券は〇〇証券で担当は〇〇さんです。  
(無駄に銀行を探さずにすみませ)
- ⑦ 借入金の状態、その時点で、どの様に返済していくつもりであるか
- ⑧ 所有物件の管理については〇〇さん。仲介業者は〇〇さん。修理は〇〇さん。  
車については〇〇さん。困った場合の弁護士は〇〇さん、司法書士は〇〇さん。  
など関わりのある方の連絡先
- ⑨ 不動産が多くあれば、自分が売却するとすればどの土地からであるとか  
(自身はどの土地がどの属性で所有に至ったかも把握できているが、次の世代には伝わって  
いなかったりするるので、書いておきます)  
(親から引き継いだ資産を売却するには抵抗感がありますが、先代がある程度道筋を付けて  
くれていると売却する際の決断の手助けにもなります)
- ⑩ 他にも、ご自身が判断の基準にしている考え方など、あえて伝えようとしないと意外と伝え  
られないので書いておきます

これらの伝達事項は、現役の経営者の方にこそ必要ではないかと思ひます。スピードが速い車の運転を急に代わられても困ると思ひます。実際に引継書を書いてみると会社の体制の見直しなど、多くの気付きも出てくると思ひます。突然いなくなったらとの想定に後ろ向き感がありますが、実際には、突然いなくなる様な事はあまりありませんし、ただがむしゃらに走るのではなく、これを書くことを通じ目標を定めることや、どの様な形で進んでいくべきかを考える事は、前向きな取り組みへの一歩です。

私共の事務所も来年で創業 50 年を迎えます。有形無形を問わず先代から引継いだものがありますので、この様な事が頭に浮かんできたのかもしれない。暑い日が続きますが、益々頑張ってますのでよろしくお祈りします。

## 所得拡大促進税制が改正され、より使いやすくなりました

平成 30 年度税制改正で、現行の所得拡大促進税制が改正されておりますのでご案内します。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、中小企業者等については以下の要件を満たした場合、**給与等支給増加額の 15%**の税額控除ができる制度に改められました。

基準年度との比較要件等が撤廃され、**前年度と当年度との継続雇用者給与の比較だけで判定可能**となり、より使いやすい制度となりました。

ただし、控除できる税額はその事業年度の法人税額の 20%が上限となります。

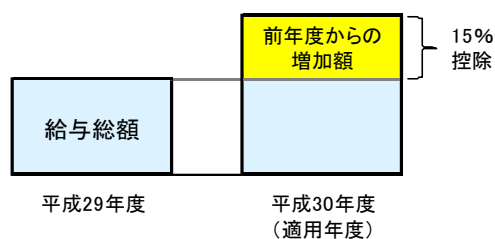
### 【要件】

継続雇用者給与が前年度比 **1.5%** 以上増加

### 【控除税額】

給与等支給増加額(右表の黄色部分) × 15% (※)

※上乗せ要件を満たす場合 25%



継続雇用者給与の定義や上乗せ要件の詳細につきましては、担当者までお尋ねください。

(坂本・中角)

## 特例事業承継税制

～10年間の期間限定制度～



贈与・相続時に実質税負担ゼロで後継者へ自社株式を承継できるようになりました。ただし、適用にはかなりの要件があります。

### 【ポイント】

- ① 5年以内の承継計画の届出が必要 (H35年3月31日まで)
- ② 10年以内の贈与・相続が対象 (H39年12月31日まで)

改正点	現行	特例
対象株式数上限の撤廃	3分の2	全株式
納税猶予割合の引上げ	80%	100%
雇用要件の緩和	5年平均80%維持	実質撤廃
対象者の拡大(贈与者)	先代経営者のみ	複数株主
対象者の拡大(後継者)	後継経営者1名のみ	後継経営者3名まで
株式の譲渡時等の納税額の減免	事業承継時の評価額により贈与税額・相続税額を計算(民事再生等を除く)	譲渡時等の評価額で税額を再計算し、承継時評価額の税額との差額を減免(一定要件を満たす場合)
相続時精算課税制度の親族外への適用拡大	推定相続人等の後継者のみ	推定相続人等以外の第三者も適用可

(馬場)

## 一泊研修を行いました！

6/2(土)～6/3(日)の2日間、今年も神戸しあわせの村にて社内研修を行いました。



今回のテーマは「仕事を哲学する」です。会計事務所の仕事において最も基本的な事柄である「巡回・決算報告・朝礼・課会議・お客様」とは何か、改めてその意義・定義を課ごとに議論し、全職員の前で発表する形式で行いました。

何処に視点を置いて、仕事をしているのか、仕事の洗い直し、定義のやり直しを行うことで、各仕事のブラッシュアップ・仕事の意味をワンランク上にすることにつながり、職員間の親睦も深まったと感じることができました。

この他、改正された「事業承継税制」についての研修も行い、各職員の知識向上も図ることができ、有意義な研修となりました。(中作)

## 新入職員紹介



中作 有沙

4月に入所いたしました。入所して間もない私ではございますが、一日でも早く新しい環境に慣れて、皆様のお役に立てるよう努力して参りますので、よろしくお願いいたします。



佐藤 安希子

4月に入所いたしました。総務部で働かせていただいています。初めは慣れないことばかりだと思いますが1つ1つ丁寧に仕事を頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

